

社会福祉法人嵐山町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

昭和61年 9月30日
規程第 3 号
改正 平成6年5月31日規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人嵐山町社会福祉協議会（以下「法人」いう。）役員等の費用弁償の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(役員 の 定義)

第2条 この規程において、役員等とは、次のものをいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 心配ごと相談員
- (5) 顧問及び各委員
- (6) 結婚相談員
- (7) 任意設置委員

(支給)

第3条 役員等が招集に応じ会議に出席したとき、心配ごと相談員並びに結婚相談員が相談業務に従事したときに費用を弁償する。

- 2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、1日につき2600円とする。ただし、第2条7号の委員は1日につき2200円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、嵐山町行政担当者に対しては、原則としてこれを支給しない。
- 4 第1項による場合のほか、役員等がこの法人の用務のため、町外に旅行したときは第2項に定める額及び実費の合計額を支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和61年 9月30日（社会福祉法人設立の日）から施行する。

附 則（平成6年規程第6号）

この規程は、平成6年6月1日から施行する。